

# 寝屋川流域における下水道の 雨水ポンプ施設の操作に関する要綱



## 寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、寝屋川流域において、河川の整備水準を上回る豪雨に見舞われ、河川からの越水及び破堤等による氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条の規定に基づく「流域水害対策計画」のうち、下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する基本的な事項を河川管理者と下水道管理者が共同で定め、もって人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 1 ポンプ運転調整 河川の整備水準を上回る洪水時に、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため下水道ポンプ場から河川への放流量を制限することをいう。
- 2 河川 寝屋川流域における一級河川寝屋川、一級河川第二寝屋川、一級河川平野川、一級河川平野川分水路、一級河川恩智川、一級河川古川及び一級河川楠根川の7河川をいう。
- 3 河川管理者 前項に定める河川の管理者をいう。
- 4 大阪府水防本部長 水防法第7条に基づき策定された大阪府水防計画により定められた大阪府水防本部長をいう。
- 5 下水道ポンプ場 寝屋川流域内の河川に放流している下水道ポンプ場のうち、別表2に掲げる下水道ポンプ場をいう。
- 6 下水道管理者 前項に定める下水道ポンプ場の管理者をいう。
- 7 河川の整備水準 河川からの越水又は破堤等することなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 8 外水氾濫 河川からの越水又は破堤等により、河川を流下する洪水が沿川に流出して浸水することをいう。
- 9 基準地点 各下水道ポンプ場のポンプ運転調整の準備、開始又は解除を判断する河川水位を観測する水位観測所の設置地点をいう。
- 10 準備水位 ポンプ運転調整に必要な措置を迅速に実施できるよう準備を開始する水位をいう。
- 11 開始水位 ポンプ運転調整を開始する水位をいう。
- 12 解除水位 ポンプ運転調整を解除する水位をいう。

### (ポンプ運転調整を実施する者)

第3条 ポンプ運転調整は、第1条の目的を達成するため、大阪府水防本部長の指示を受けて、下水道管理者が下水道ポンプ場の操作の一環として実施するものとする。

### (基準地点と対象下水道ポンプ場)

- 第4条 ポンプ運転調整の実施を判断する基準地点にある水位観測所は、別表第1のとおりとする。
- 2 ポンプ運転調整の対象となる下水道ポンプ場は、別表第2のとおりとする。
  - 3 各基準地点に対応し、ポンプ運転調整を実施する下水道ポンプ場は、別表第3のとおりとする。

(ポンプ運転調整の準備)

第5条 下水道管理者は、基準地点の水位が別表第4に定める準備水位に到達した場合は、大阪府水防本部長の指示を受けて、ポンプ運転調整に必要な措置を迅速に実施できるよう準備を開始するものとする。

(ポンプ運転調整の開始)

第6条 下水道管理者は、基準地点の水位が別表第4に示す開始水位に到達した場合は、今後水位上昇が見込めない場合を除き、大阪府水防本部長の指示を受けて、対象下水道ポンプ場においてポンプ運転調整を開始するものとする。

2 下水道管理者は、前項に定めるポンプ運転調整開始時の下水道ポンプ場から河川への放流量を別表2に定める雨水放流量の原則50%に制限するものとする。

(ポンプ運転調整の解除)

第7条 下水道管理者は、前条第1項のポンプ運転調整を開始した後に、基準地点の水位が別表第4に定める解除水位まで低下した場合は、大阪府水防本部長の指示を受けて、ポンプ運転調整を解除するものとする。

(河川の越水及び破堤時の対応)

第8条 河川管理者は、第6条の定めに関わらず、河川からの越水又は破堤等が生じた場合は、ポンプ運転調整が必要となる下水道管理者に対してポンプ運転調整の開始、又はさらなる放流量制限を発令できるものとする。

2 前項の発令の後、越水又は破堤等箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し、ポンプ運転調整を解除しても越水又は破堤等箇所からの浸水被害が拡大するおそれなくなったときに、河川管理者から下水道管理者に対してポンプ運転調整の解除を発令するものとする。

(操作規則の策定)

第9条 下水道管理者は、公平かつ実効性のあるポンプ運転調整を実施するため、下水道ポンプ場毎にポンプ運転調整の内容を明記した操作規則を策定するものとする。

2 前項に定める操作規則には、第8条第1項及び第2項に定めるポンプ運転調整の実施についても明記するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ポンプ運転調整に関し必要な事項は寝屋川流域協議会に諮り、定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又はこの要綱を変更する必要がある場合には、寝屋川流域協議会に諮り、変更するものとする。

附則 この要綱は公表の日から施行する。

(別表1：第4条第1項関係) 水位観測所

河川	基準地点	位置：緯度・経度	設置場所
寝屋川	京橋水位観測所	N:34° 41' 29" E:135° 31' 22"	大阪市都島区片町1丁目
	古堤橋水位観測所	N:34° 41' 47" E:135° 33' 12"	大阪市城東区今福南3丁目
	徳庵橋水位観測所	N:34° 41' 50" E:135° 34' 53"	大阪市鶴見区徳庵2丁目
	住道水位観測所	N:34° 42' 27" E:135° 37' 11"	大東市赤井1丁目
	会所橋水位観測所	N:34° 42' 47" E:135° 37' 26"	大東市深野1丁目
	寝屋川治水緑地水位観測所	N:34° 43' 36" E:135° 37' 42"	大東市深野北4丁目
第二寝屋川	城見橋水位観測所	N:34° 41' 20" E:135° 32' 27"	大阪市城東区中浜1丁目
	平野川分水路排水機場外水位観測所	N:34° 41' 16" E:135° 33' 12"	大阪市城東区東中浜7丁目
	照明橋水位観測所	N:34° 41' 15" E:135° 34' 03"	大阪市城東区諏訪町
	新田大橋水位観測所	N:34° 39' 57" E:135° 35' 35"	東大阪市御厨
恩智川	芝大橋水位観測所	N:34° 41' 14" E:135° 38' 01"	東大阪市水走
	花園多目的遊水地水位観測所	N:34° 40' 16" E:135° 37' 57"	東大阪市松原南
	恩智川治水緑地水位観測所	N:34° 38' 59" E:135° 37' 18"	八尾市福万寺町
	中高橋水位観測所	N:34° 37' 42" E:135° 37' 32"	八尾市東山本町1-13
平野川	剣橋水位観測所	N:34° 40' 02" E:135° 32' 21"	大阪市東成区玉津3丁目
	平野川三川合流点水位観測所	N:34° 38' 31" E:135° 32' 15"	大阪市生野区林寺6-6
	鳥居先(平野川下流)水位観測所	N:34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市平野区平野馬場1-3
	中竹渕橋水位観測所	N:34° 37' 17" E:135° 33' 52"	大阪市平野区加美南陽町
	太子橋水位観測所	N:34° 36' 53" E:135° 35' 02"	八尾市南太子堂6丁目
平野川分水路	平野川分水路排水機場内水位観測所	N:34° 41' 16" E:135° 33' 12"	大阪市城東区東中浜7丁目
	今里大橋水位観測所	N:34° 39' 58" E:135° 33' 02"	大阪市東成区大今里南3丁目
	巽橋水位観測所	N:34° 39' 11" E:135° 32' 54"	大阪市生野区巽中1-1
	鳥居先(平野川分水路)水位観測所	N:34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市生野区巽南4-9
古川	徳庵橋古川水門内水位観測所	N:34° 41' 50" E:135° 34' 51"	大阪市鶴見区徳庵2丁目
	桑才水位観測所	N:34° 43' 26" E:135° 35' 44"	門真市北島849
楠根川	萱振大橋水位観測所	N:34° 38' 03" E:135° 36' 27"	八尾市緑ヶ丘1丁目

(別表2：第4条第2項関係) ポンプ運転調整対象下水道ポンプ場

放流河川	運転調整対象ポンプ場	設置場所	雨水放流量 (m <sup>3</sup> /s)	管理者
寝屋川	東野田抽水所	大阪市都島区東野田町3-3-30	17.202	大阪市
	今福処理場	大阪市城東区今福南3-3-2	33.670	大阪市
	城東抽水所	大阪市城東区放出西2-3-6	14.837	大阪市
	西三荘抽水所	大阪市鶴見区横堤1-5-49	30.000	大阪市
	菊水ポンプ場	守口市菊水通1丁目2-4	8.000	大阪府
	八雲ポンプ場	守口市八雲東町1丁目4-8	9.694	守口市
	大枝ポンプ場	守口市松下町1-97	6.200	守口市
	寺方ポンプ場	守口市南寺方東通1丁目7-7号	2.900	守口市
	茨田ポンプ場(茨田排水区分)	大阪市鶴見区諸口5丁目2-27	18.670	大阪府
	寺島ポンプ場	東大阪市西鴻池町4丁目2-20	36.000	大阪府
	鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町1-18	36.000	大阪府
	氷野ポンプ場	大東市大東町2-1	23.400	大阪府
	深野北ポンプ場	大東市深野北2丁目171-4	9.630	大阪府
	太平ポンプ場	寝屋川市讃良西町7番21号	16.000	大阪府
萱島ポンプ場	寝屋川市東神田町193-1	20.930	大阪府	
第二寝屋川	中浜東処理場	大阪市城東区中浜1-17-10	57.764	大阪市
	川俣ポンプ場	東大阪市川俣2丁目1-1	53.000	大阪府
	小阪ポンプ場	東大阪市若江西新町1丁目11-21	29.180	大阪府
恩智川	深野ポンプ場	大東市南新田1丁目4-8	18.000	大阪府
	植付ポンプ場	東大阪市中石切町7丁目2-18	15.000	大阪府
	新池島ポンプ場	東大阪市新池島町4丁目3-35	24.800	大阪府
平野川	平野市町抽水所	大阪市平野区平野北1-1-15	10.534	大阪市
	長吉ポンプ場	八尾市南亀井町3丁目1-56	36.870	大阪府
平野川 分水路	放出処理場	大阪市城東区永田2-3-61	4.134	大阪市
	深江抽水所※	大阪市東成区神路1-10-17	6.667	大阪市
	片江抽水所	大阪市東成区大今里南4-12-24	12.176	大阪市
	平野処理場	大阪市平野区加美北2-6-69	11.083	大阪市
	高井田ポンプ場	東大阪市高井田西6丁目2-26	9.050	東大阪市
	岸田堂ポンプ場	東大阪市岸田堂西2丁目9-3	9.500	東大阪市
古川	桑才ポンプ場	門真市東田町15-1	33.000	大阪府
楠根川	新家ポンプ場	八尾市新家町1丁目97	40.300	大阪府
	小阪合ポンプ場	八尾市南小阪合町1丁目2-7	19.600	大阪府

※中浜東処理場に統合後廃止

(別表3：第4条第3項関係) 対象下水道ポンプ場

基準地点	京橋	古堤橋・徳庵橋・住道・会所橋・ 寝屋川治水緑地	城見橋・平野川分水路排水機場外水 位・昭明橋・新田大橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	対象となるすべての 下水道ポンプ場	東野田抽水所・今福処理場・ 城東抽水所・西三荘抽水所・ 菊水ポンプ場・八雲ポンプ場・ 大枝ポンプ場・寺方ポンプ場・ 茨田ポンプ場・寺島ポンプ場・ 鴻池水みらいセンター・ 氷野ポンプ場・深野北ポンプ場・ 太平ポンプ場・萱島ポンプ場	中浜東処理場・川俣ポンプ場・ 小阪ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	京橋が開始水位を超過した場合のポン プ運転調整対象流域 	一級河川寝屋川流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川第二寝屋川流域が開始水位を 超過した場合のポンプ運転調整対象流 域 

基準地点	芝大橋・花園多目的遊水地	恩智川治水緑地・中高橋	剣橋・三川合流・ 鳥居先(平野川下流)・ 中竹洲橋・太子橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	深野ポンプ場・植付ポンプ場	新池島ポンプ場	平野市町抽水所・長吉ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	一級河川恩智川下流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川恩智川上流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川平野川流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 

基準地点	平野川分水路排水機場内水位・ 今里大橋・箕橋・ 鳥居先(平野川分水路)	徳庵橋古川水門内水位・桑才	萱振大橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	放出処理場・深江抽水所・片江抽水 所・平野処理場・ 高井田ポンプ場・岸田堂ポンプ場	桑才ポンプ場	新家ポンプ場・小阪合ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	一級河川平野川分水路流域が開始水位を超過した場合のポンプ運転調整対象流域  平野川分水路 合田 箕橋 鳥居先(平野)	一級河川古川流域が開始水位を超過した場合のポンプ運転調整対象流域  桑才 徳庵橋古川	一級河川楠根川流域が開始水位を超過した場合のポンプ運転調整対象流域  萱振

(別表4：第5条、第6条及び第7条関係) 基準水位

ポンプ運転調整 対象流域		基準地点	基準水位			
			準備水位	開始水位	解除水位	
寝屋川全流域		京橋水位観測所	0P+3.00	0P+3.50	0P+3.30	
寝屋川流域		古堤橋水位観測所	0P+3.30	0P+3.94	0P+3.74	
		徳庵橋水位観測所	0P+3.50	0P+4.62	0P+4.42	
		住道水位観測所	0P+3.90	0P+5.33	0P+5.13	
		会所橋水位観測所	0P+3.78	0P+5.25	0P+5.05	
		寝屋川治水緑地水位観測所	0P+4.20	0P+5.57	0P+5.37	
第二寝屋川流域		城見橋水位観測所	0P+3.20	0P+3.90	0P+3.70	
		平野川分水路排水機場外水位観測所	0P+3.20	0P+4.33	0P+4.13	
		昭明橋水位観測所	0P+3.40	0P+4.85	0P+4.65	
		新田大橋水位観測所	0P+4.00	0P+5.85	0P+5.65	
恩智川流域		下流	芝大橋水位観測所	0P+6.00	0P+6.18	0P+5.98
			花園多目的遊水地水位観測所	0P+6.25	0P+8.13	0P+7.93
		上流	恩智川治水緑地水位観測所	0P+7.05	0P+7.60	0P+7.40
			中高橋水位観測所	0P+9.10	0P+10.59	0P+10.39
平野川流域		剣橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.40	0P+4.20	
		平野川三川合流点水位観測所	0P+3.80	0P+5.07	0P+4.87	
		鳥居先(平野川下流)水位観測所	0P+5.50	0P+5.97	0P+5.77	
		中竹淵橋水位観測所	0P+7.70	0P+9.08	0P+8.88	
		太子橋水位観測所	0P+9.46	0P+11.48	0P+11.28	
平野川分水路流域		平野川分水路排水機場内水位観測所	0P+3.20	0P+4.35	0P+4.15	
		今里大橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.63	0P+4.43	
		巽橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.82	0P+4.62	
		鳥居先(平野川分水路)水位観測所	0P+5.00	0P+5.69	0P+5.49	
古川流域		徳庵橋古川水門内水位観測所	0P+3.00	0P+3.20	0P+3.00	
		桑才水位観測所	0P+3.20	0P+3.67	0P+3.47	
楠根川流域		萱振大橋水位観測所	0P+6.74	0P+8.18	0P+7.98	

(注釈) 本要綱第6条に定める「今後水位上昇が見込めない場合」とは、以下に示す状況のいずれかを指す。

1. 「開始水位に到達」しても「河川水位が下降傾向にあることが予測される」場合。
2. 本表に示す各ポンプ運転調整対象流域に存在する、大阪府知事が指定する洪水予報河川の基準地点(京橋水位観測所を除く)において、「氾濫危険水位」に達していない場合。

